

水俣市監査委員公告第10号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）のうち、令和7年度公営企業分を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告等を公表する。

令和7年12月16日

水俣市監査委員 永田 靖

水俣市監査委員 桑原 一知

令和7年度財務監査（定期監査）報告
（上下水道局所管の事務事業分）

第1 監査の根拠

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項
水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）第4条第1項第1号及び第2項

第2 監査等の種類

財務監査（令和7年度の定期監査として実施）

第3 監査等の対象

令和7年度上下水道局所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の
管理

第4 監査の着眼点

「財務監査要領」の着眼点に沿って実施した。
ただし、リスク・アプローチの観点から、監査項目を適宜、調整した。
また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にし
て監査した。

第5 監査等の主な実施内容

監査事務局書記による事前監査として、対象部署に監査資料の提出依頼を行い、提出が
あった資料について、その過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員
による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担して、書面調査、対象部課職員へ
の聞き取り等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

監査委員による本監査として、事前監査において抽出された事項を基礎とし、監査事務
局書記が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等
を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部
署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

第6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室

(2) 日程

ア 事前監査 令和7年11月4日（火）から11月6日（木）まで

イ 本監査 令和7年11月28日（金）

第7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

1 勧告事項 特記事項なし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

2 指摘事項

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(1) 支出事務について

ア 会計年度任用職員の勤勉手当の支給額に誤りがあった。 (共通)

イ 週休日の勤務を振替対応としているが、振替休日が取られていない。

なお、突然の緊急事態に対処するための勤務は、事前に振替勤務を予定することができないため、振替対応はなじまないと考える。 (共通)

3 注意事項

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(1) 収入事務について

ア 水俣市水道事業漏水等による使用水量の認定及び水道料金減免に関する取扱規程第3条第1項第4号に、「修繕を指示したにもかかわらず、修繕を行わず放置した場合は水道料金の減免の対象とはならない旨規定されているが、給水装置の検査請求に基づく検査を行い修繕を指示したにもかかわらず、給水装置漏水修繕完了報告書の提出を待たずに漏水認定及び減免措置がなされていたものがあった。

また、同規程第8条を全体的に適用せず、機械的に第2号本文に規定する「漏水調査を行った日の翌調定月」を減免の対象期間としているため、減免対象期間の相違により市民に不利な減免がなされている事案がみられた。 (給水総務管理室)

イ 前納とされている行政財産使用料を4月11日に調定し、納期限を5月23日に設定して4月15日に請求している。複数年度にわたって使用許可を出し、4月1日から継続使用しているものについては、調定は年度初日に行うべきである。なお、当該債権のうち990円が監査日現在未納となっている。 (水道工務管理室)

ウ 令和4年度に清算結了登記が完了した会社に係る水道料金債権が、不納欠損されずに残されている。 (給水総務管理室)

(2) 支出事務について

ア 出張命令はあるが、復命書が提出されていないものがあった。 (共通)

(3) 契約事務について

ア 随意契約の見積合わせを行う際に、立会人の職員が一人しか記載されていないものがあった。 (水道工務管理室)

- ・第2水源地自家用電気工作物保安管理業務

4 意見・提案事項

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

(1) 契約事務について

ア 随意契約の見積結果表に、見積り合わせの日時の欄があるが、時刻の記載がない。時刻も記録するようされたい。 (下水道工務係)

- ・多々良雨水幹線修繕工事 (下水第6号)
- ・百間分区雨水枝線工事に伴う資材支給 (下水第12号)
- ・月浦54番91取付管工事 (下水第16号)

令和7年度財務監査（定期監査）報告
（総合医療センター及び久木野診療所所管の事務事業分）

第1 監査の根拠

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項
水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）第4条第1項第1号及び第2項

第2 監査等の種類

財務監査（令和7年度の定期監査として実施）

第3 監査等の対象

令和7年度総合医療センター及び久木野診療所所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第4 監査の着眼点

「財務監査要領」の着眼点に沿って実施した。
ただし、リスク・アプローチの観点から、監査項目を適宜、調整した。
また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして監査した。

第5 監査等の主な実施内容

監査事務局書記による事前監査として、対象部署に監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担して、書面調査、対象部課職員への聞き取り等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

監査委員による本監査として、事前監査において抽出された事項を基礎とし、監査事務局書記が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

第6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室。ただし、現地監査は総合医療センター

(2) 日程

ア 事前監査 令和7年11月10日（月）から11月12日（水）まで

イ 本監査 令和7年11月28日（金）

令和7年11月14日（木）に現地監査を実施

第7 監査等の結果

以上の監査により導き出された勧告事項等は、次のとおりであった。

1 勧告事項 特記事項なし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等をいう。

2 指摘事項

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等をいう。

(1) 共通的事項について

ア クレジットカード決済収納業務に係る委託について、地方自治法第231条の2の3第2項の規定に基づく指定納付受託者の指定に係る告示がなされていない。

(医事課)

(2) 収入事務について

ア 弁護士法人に未収金回収業務を委託しているが、定期報告(「月末時点において、債務者ごとの入金状況や対応状況を翌月10日までに担当部署に報告すること」と仕様書に記載)を受けておらず、未収金管理台帳に、委託した債権に関する債権管理状況が記載されていない。

なお、弁護士法人に委託した債権について、必要に応じて法的手続きを取る等の措置が検討されておらず、その間に時効完成に至った債権もみられた。

(総務課管財係、医事課)

(3) 契約事務について

ア 給食材料購入に係る見積り合わせにおいて、最低価格を提示した業者を契約先としていない品目があった。

(総務課管財係)

3 注意事項

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等をいう。

(1) 収入事務について

ア 令和5年1月に和解した訴訟に係る債権の不納欠損処分を速やかに行わず、令和7年3月に行っていた。

(医事課)

(2) 支出事務について

ア 職員の時間外勤務命令簿において、命令者印がないものが散見された。

(共通)

イ 会計年度任用職員の時間外勤務命令簿において、命令者の印がないもの、勤務命令

- 時間の記載がないものが散見された。また、用務の欄に「人員不足の為」、「業務続行の為」など、仕事内容ではないものが記載されているものがあった。 (共通)
- ウ 出張命令はあるが、復命書がないものが多数みられた。(51件) (共通)
- エ 出張命令がないものがあった。(出水総合医療センター訪問)
- オ 口座振込払による精算払が可能な手土産代や研修受講料を、小口資金から資金前渡してある案件がみられたが、不要な資金前渡は行うべきではない。(共通)
- カ 資金前渡の精算遅延が散見された。(共通)

4 意見・提案事項

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等をいう。

(1) 契約事務について

- ア 2か所の土地を駐車場として賃貸借契約を結んでいるが、契約書に契約相手方の印紙税が貼付されていない。

駐車場としての設備のないいわゆる更地を貸し付ける賃貸借契約書は、印紙税額一覧表の第1号の2文書「土地の貸借権の設定に関する契約書」に該当し、印紙税の課税対象となるため、今一度貼付の必要がないかどうか確認されたい。(総務課管財係)

- イ 入札の際に、最低価格の落札予定者だけを明示している場合が多いが、次点以降記載しない場合にも以下を検討されたい。(総務課管財係)

(ア) 落札候補者辞退があった場合に備え、次点やそれ以降の入札者情報は内部的に明確にしておく。

(イ) 公開資料や開札調書に記載されない場合でも、要請があった場合に適切に開示できる準備をしておく。

(2) 財産管理事務について

- ア ふるさと納税により、「医療センターの医療体制の充実に関する事業」を選択して、寄附を行ってもらったものについて、ホームページで件数と金額を公開しているが、令和4年の情報で止まっている。最新の情報に更新するようされたい。

(総務課総務係、総務課経営企画室)

5 現地監査の結果

(1) 注意事項

- ア 消耗品の在庫確認において過不足が生じるときがあるようだが、その記録をとっていない。(総務課管財係)

- イ 切手受払簿において、不適切な記載等がみられた。

- ・ 鉛筆書き、修正テープ、訂正印もれ (総務課)
- ・ 訂正印もれ (医事課)